

## 令和7年度 景観審議会（第1回総会） 議事要旨

日時：令和7年10月23日（木）14:00～14:45

場所：兵庫県土地改良会館 6階 第一会議室

### －会議次第－

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 審議事項

　景観行政における今後の施策の方向性に関する検討懇話会の設置について

(2) 報告事項

　ア 各部会からの審議実績等について

　(ア) 景観形成部会

　(イ) 景観影響評価部会

　(ウ) 広告物部会

　(エ) 緑豊かな環境形成部会

　イ その他進捗状況

　(ア) 第18次景観形成重要建造物等の指定候補案について

　(イ) 景観遺産の追加登録候補案について

5 その他の議題

6 閉 会

### －出席者について－

過半数（定数20名中16名）の出席により、総会は成立。傍聴者はなし。

### －議事録署名委員について－

嶽山委員を指名。

### 1 議事

(1) 審議事項

　景観行政における今後の施策の方向性に関する検討懇話会の設置について、事務局から説明を行い、審議を行った。

【事務局】 (資料1、資料1-2及び資料3により説明)

**【委員】**

資料3の2ページ「兵庫県景観行政団体の概要」について、明石市以外の中核市は中核市への移行に伴い計画的に景観計画を策定しているように思うが、明石市は中核市へ移行してから長年、景観計画を策定されていないので、その理由が分かれば教えていただきたい。

**【会長】**

明石市都市景観審議会の会長も務めているが、現在、当該審議会において景観計画を策定中である。

**【会長】**

そのほか質問等はないか。それでは、景観行政における今後の施策の方向性に関する検討懇話会の設置について、原案どおり決定することでよろしいか。

**【各委員】**

異議なし。

**(2) 報告事項**

ア 各部会からの審議実績等について

**【事務局】** (資料2及び資料3により説明)

イ その他進捗状況

**【事務局】** (資料3により説明)

**【委員】**

景観審議会で扱う対象物としては、建造物やまち並みが中心として位置付けられているのか。庭園や自然風景、先ほど緑豊かな環境形成部会で説明のあった慶野松原などランドスケープに関わる歴史的な景観は対象にならないという理解で良いか。

**【事務局】**

最後にご説明した景観遺産について、建造物が中心となるが、樹木等を含めた区域全体を対象として登録した例もある。登録要件となるストーリ性などがあれば、登録の検討をさせていただく。

**【委員】**

庭などの全体的な風景や自然景観などを我々でも候補案を挙げる仕組みがあれば、造園の意見を挙げたいと思ったところ。こういう候補案が挙がるプロセスを教えていただきたい。

**【事務局】**

例えば、景観形成重要建造物の指定のプロセスは、市町職員や景観形成等推進員、県職員も含めて候補を推薦していただき、それを選定して候補案を決定している。

先ほどご意見のあった庭園・風景について、樹木として指定要件を満たしていれば、その樹木を景観形成重要樹木として指定することは可能である。景観形成重要樹木に指定できない場合でも、庭園として価値があるものについては庭園にある建造物も含めて指定要件を満たしていれば、区域一帯を建造物と合わせて指定しているケースはある。単独で庭園を指定の対象とすることは難しいと考える。

**【会長】**

庭園や風景について、文化財保護法に基づき、名勝や天然記念物等として指定、登録の幅が広がっている。

そのほか特にご意見、ご質問等はないか。

**【各委員】**

なし。

**【会長】**

本日の議事は以上である。

以上